2025.04

4月から変わること

建築基準法・建築物省エネ法改正

建築基準法・建築物省エネ法の改正が施行され、省エネ対策と木材利用の促進が強化されます。新築住宅・非住宅すべてに省エネ基準の適合が義務化され、エネルギー効率の高い建物の普及が見込まれます。

雇用保険法等改正

4月と10月に、雇用保険法が改正され、雇用のセーフティネットが強化されます。4月の改正では、自己都合退職者が教育訓練を受けた場合の給付制限解除や、就業促進手当の見直しが行われます。また、育児休業給付の保険料率引上げ等、子育て支援も拡充されます。10月には、「教育訓練休暇給付金」が創設され、スキルアップを目指しやすい環境が整います。改正により、働き方の選択肢が広がる方向です。

育児介護休業法等改正

4月と10月に、育児介護休業法などが改正されます。4月の改正では、残業免除の対象拡大や、行事参加のための看護休暇の取得が可能になります。また、従業員300人超の企業には育休取得状況の公表が義務化、介護離職防止支援も強化されます。10月には、働き方の柔軟化措置が新設され、企業は妊娠・出産の申し出を受けた際に、仕事と育児の両立に関する意向を確認し配慮することが義務化されます。育児や介護と仕事を両立しやすい環境が整備されることが期待されます。

高年齢者雇用安定法の経過措置終了

2025年3月31日をもって高年齢者雇用安定法の経過措置が終了し、希望者全員の65歳までの雇用確保が適用されます。これまでは、2013年3月31日までに労使協定を結んだ企業に限り、継続雇用の対象者を限定できる特例が認められていました。4月1日以降は、すべての事業主は希望する高年齢者を継続雇用しなければなりません。

労働高年齢雇用継続給付、「賃金の原則10%」へ縮小

高年齢雇用継続給付は、60歳のときよりも賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の一定の一般被保険者に支給される給付です。2003年以降の給付率は賃金の15%でしたが、2025年4月からは10%に縮小されます。

安全衛生規則改正

作業を請け負わせる一人親方や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても労働者と同等 の保護が図られるよう措置することが事業者に義務付けされます。

自動車関係の規則改正

車庫証明シール廃止。貨物軽運送の安全管理者選任の義務化。車検更新2か月前からに緩和。

情報流通プラットフォーム対処法の施行

4月1日から、SNS上の誹謗中傷対策として大規模なプロバイダに対し義務づけられます。人権侵害やなりすまし、闇バイト勧誘などの投稿に対して申し立てがあった際、事業者は当行の削除やアカウント停止などの対応が必要となります。

さあ新年度です。心機一転、新たな仲間と新しい目標に向かって挑戦していきましょう!個人的には、 ブルーレブズと角田選手の活躍が気になってソワソワしています。日本GP応援しています!(浅井)



(卯月) APRIL 29日・昭和の日

	一月一	一火一	一水一	一 木一	金一	-
•	٠	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
<i>20</i>	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	٠	٠	•

ワンポイント 価格転嫁検討ツール

仕入れ・材料費や人件費、水道光熱費等の コスト増加分を価格に反映させたい事業者が 商品別(取引先別)の収支状況も確認しながら、 目指すべき取引価格を検討できるシミュレー ションツール。独立行政法人中小企業基盤整 備機構がリリースしたもので、登録不要、無 料で利用できます。

4月の税務と労務 ●

国 税/3月分源泉所得税の納付 4月10日

国 税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日

国 税/8月決算法人の中間申告 4月30日

国 税/5月、8月、11月決算法人の消費税等の 中間申告(年3回の場合) 4月30日

地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日

地方税/固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)

地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日~4月20日

または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税/軽自動車税の納付

市区町村の条例で定める日(原則4月中)

労 務/労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日



ような経済研究が盛んに行われ刷新すべきではないか」、その変えて社会的・経済的な制度を混迷から抜け出すには、発想をにさらしている。…このような て - 等を すを e V 、ます。 Ι 拡大し、 々に奪 人 工 11 知 民主主義 始めている。 能 が 人間 発きを治を治療を

決まる」といった、単語

で

0)

説明です。

とです

するために、

みが設けら

れているとい 社会には

う

多く

0)

ノ セ 昨 年 モ **グル、** -ベル経済 のが選 ジェイムズ・ $\widehat{\stackrel{2}{0}}$ てい 究 ば 九 は、 済 れました。 $\frac{3}{4}$ サイモン・ . る 学賞にダロ 人々の 制度と繁栄 年 口 10 ビ 月発 ンソソン ・ジョン 相 ン・ 耳. 表 の作

いるのが、「いうな関係に 度·制· をよく目 が評 そもそも制 」といった「制 0) 度·皆 0) 崩 様 外幣害」、 に価され も新 壊、 にあ にすると思 制 聞 社 「制度」という言葉「社会保障制度改「、「メインバンク制度で、「終身雇用 まし るのかを研 度の経済学」です。 度と経済 います。 いう言 は 所究して どの

ょ

度 の 経済学」概

要(働 としてきました。 引 は経 よる」といった、単純な考えい)の一致で労働の対価が働いてもらいたい)と供給(働の助明を例にとると、「需 働 市 済 場 0) 0) メカニズムで決 従 来の考え方は、 まる 取

かどうか ります。 じる事前 経事 ま ず後のそれぞれのしかし、取引にい |営上でのさまざ 取引相手の問題と を調 をしているかどう 査 題として相 で することがあり 手 0) 取引の英 は が信 段階 事 で前 賃 用 高手を探 う前に生 の題があ 金に 経 できる 中 間、

> が急 可の 能 仕 か事 などう課 か 題 を ح 解 い決

> > っす

係

か

Ļ

さら

革 を

難 き

L 明

し
さ
に

言及

Ĺ

7 に

11

る制

の解

進 0) 発履 ように 行や賃 めら する 0) 、かも 金 0 知れな 引につい をめ お いても ζ, 11 · 等 …。 ŋ て 紛争 新 研 究 ح が がの

題の するといった問題 もかお査で様 利息のが問題が必要を対しては、お 事前 により発生しうる損 で金 さらに重要なことは、これ です。金銭な金銭貸借のなめられてきた 必要ですし、事後的お金を借りる人の気の金銭取引は事前の致引においている。 ・中間・ の変更、 東通り です。 り返済してくれたし、事後的には、 しうる損失を回避・事後段階の諸盟 追加担保を要4貸す側について が出てきます。 保を要求 の段も 信 用 5 7 調階同 仕 避 問

がいに る る場 Ł て金 滞ると他の金 しくなり 例 合 けえば、 共 共有され その情報 「です。 融 そう ź 関 る仕組みに対している。 することで、 みに金 関 金 協 を調 会を 金融 返 0) 利 なっ 済 返 機が達利 用 は済て 関滞す用

と

支えているかを解明されて、あこズムを補完し、場的な制度がどのよ 度 で です。そして 及の経済 こう 1 学」です。 度がどのように市場メ たシ て、 ス テ 0) 4 するの その機能を ような非 が が 制 度 制

「制度」の重

と思 いま 例を挙げて説 明 た

であることは を比 日 b 本 しアメリ とアメ L こてみ 同じ カ経 IJ ましょう。 力 です。 済 0 も市 金 シ 経日ステ

性新はい高ア X ij 雇の中カ 労働 の労に 途 労働市場です。口感採用・新卒採用の労働市場は流動 を行っており る会社 新卒採用もな 日 動性が 本で

表 経	斉シス	アムの多様性				
			労働市場			
			Y 0 流動的な単一市場	Y 1 終身雇用・ 新卒一括採用		
金融市場	X 0	資本市場中心	アメリカ	В		
	X 1	銀行中心	А	日本		

作成:瀧澤弘和氏

成している銀行中心と、終身です。日本の経済システムをは考えにくいる場がシステムを 用と では うことになります。 からです。 フィットした関係になって で は、 X A) は存在するか否 う労働 1, Y 銀行中心と、終身雇の経済システムを構るとは考えにくいのが安定している場合が安定している場合が安定している場合が安定している場合が安定している場合があるか否か。経 市 $0 \\ \emptyset$ 場 お 互 制 W (表 る 11

るかと ると、 12 済システム ·補完性 度が この このように複 0) 考えてみ 果を生ずる可 Y 経済システムで金融えてみたいと思いまの点について、表をという問題が出てき X が 1 をも 0) あ 0に変わ 1 が ったとすると、 改 が と Y 1 はもとの 成立しますが、 !題が出てきます。 成 っていることで経 複数の制度が互い 立して わるならば (Xで金融市場のこ思います。日 0) 状 間に強 が態 いるとす 心より 、 に 強 の b

あり、 システムは 低 Y 1) という制 済システムは Y 0 アメ 1とし 度配 Y IJ 置と 0 カの)ます。 \widehat{X} で $\epsilon \sqrt{}$

ように

なります。

場をまとめると【表】

のことを踏

まえて両

国

0

のの

働心中 市

1

・プが では、 X 1.

場の側 タ

雇 流

用 動的 動的単一

で

流

動

の心表

夕

ッイプが X 0、 ≥、金融市場で資

銀

行 動一、行市性市労中場

場で資

本

市

では、 0)

やばのら、補力 る L 7 0) 補完性がそれほど高くなけ れます。 Y (X1、Y0)へと移行 つですが 比較的容易に(X0、 い変化を生ずることが考え 更したとしても、 $\widehat{\mathbf{X}}$ 1 て、 Y 逆に、 (X1、Y1) 0とはならず意 Y 0 、それに従 Y でき 1 ń 図 0 + 0

った課題があります。 このように コストや時間 経 特間がかれる かム る 0) ع 変

更

度」の補 足説

説 11 アリの ろ 明 が 11 あ ります。 研究から な分野から、 制 度

 $(1) \mathcal{O}$

とで他 複し と時いア いう研究を恐いと共に行動は リー匹 か ア 0) ï カ で、アリの巣全体で見ると、一匹一匹の行動は変わらな ij 11 、早くて、「研究を発 の巣の Ó のアリに 研究をしている (の巣は、構造が単純で 年を追うに るように アリとすぐに争う。 アリは落ち着 が変 ちょっとしたこ 発されても わってくる、 になる。 つれて巣は いて

> 組れ行がらも と同 *変わ ず、 織 動を大きく 、と体として見ると行動をわり、それが個々のアリのと大きく左右している。ことが、 といるにもかかわり ないのにはかかわり ないのにもかかわり はいい にもかかわり はいい にもかかわり はいい にもかかん にもあるに違 R かは 11

(2) ま 0) そば が制度だ、人の意識のあり ず。 意識 織 \$ みたいなものを持ちえて、 ということが言え りようのようなも 織全体として言わ

法 の

双方に暗黙の内に了解されるようになっていきました。「そうらになっていきました。「そういう形で世の中が動いている」という一種の期待・予想です。という一種の期待・予想です。 本質である、 きます。そうしたことが制度 係終 います。 の身 暗中雇 か用追 度 は、 と考えて良 後 0) の用

[参考文献]

「青木昌彦 0) 経済学入門

青木昌 彦

代経済

瀧 澤弘 和

て7算に加合

5%以上

税 % し

額上で 税

除の額

す。

め申直交正人す て告し際に税る令 手が費お制事和 いで業6ては年年 きわの 度 4 際 7 金 賃令か月 のい不 上和ら1 ま算げ6適日 留 入促年用以 す 0 制 進度さ後 点 を、 決度税税れに 算の制 制る開 改 ・見や改法始

確 認続行等い まのれ損

賃 上 げ 促 進 紀税 制

継げ税税以給ど (1) 続促額額上額の国 額内全 雇進か控増 ~ 雇法 用税ら除加が 以用人 者制控割 L 下者に に 合た場 に 合を場 を 与等いいた け 支給 ます。 制じに を、賃上に紹子等支格給与等支格がある。 増 原 加 則

> す。 (2)割 定定 税給育割較 祝額の費10部では、10日の日本のでは、10日の日 \$ 受けている場合、税額控除しくはプラチナえるぼし認また、プラチナくるみん認 0 費 10 訓に、 05 割 の % 練 合に5 額 以費教 % が上の育 以 で額訓 雇 上 %を あに練 用 であ 者り、対すの 加 すの る 一 与 うる 類 の 増 の 算し 場 音支教 加比 ま

次人 0 時事 時使用する従業員の数が2番業年度終了時に特定法人青色申告書を提出する法別合いる場合、税額の対象を対します。) 人使業青 が継の 以用 上 % 雇 乗 下 以用せ]する るの 上者置 要 b 与 が 0) 件 場合は15部 あ にを ŋ つ 満 ま 11 らす。いて た 2 人 人 % 増 す す0 (常

で

除割合が25%になりまの場合は15%を加算し額控除割合が20%に、以上の場合は10%を加算し以上の場合は10%を加以上の場合は10%を加 額控除割合が20%に以上の場合は10%を知税額控除割合が15%が以上の場合は5%が の与 等支給增 1 の税 上額 乗 控 加 せ除 を 割 措 割 (3) 5 けるまるる加る与かる額り算 湯自しまい 等 つ増 0) 支教前出比較 7 ず。 税額訓 合教 額の 練 が育 また、 。

プ

/ ラチナく

ま合割1用 合は税額控除割合が30%になり 割合が15%、2・5%以上の場合が 用者給与等支給増加割合が、 用者給与等支給増加割合が、 用者給与等支給増加割合が、 日・5%以上の場合は税額控除割合には、税額控除割合には、税額控除割合に 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 中小企業者等については、雇 すは合が

定定す税給育割較をもの類類の対 る 額額訓合教育 ま控います。 額額訓 合教 しく、また、割 0 ・ 05 宛 5訓に、 、はプ Ż 割 の%練、額以費教 プラチ 合に いる場合、 % ラチナえる が上の育 以 雇で額訓 10 心上であ ナくるみ 用あに練 % 対対すの を 者 また 加 給 すの る場 与かる額の 算し ぼ はし認認 合、 ま 支教加比

は、

を加

加割

育が 0) 上 訓 25 で に練% あ 対費に り、すのな

置 合 が

あ 10 %

で 上

% 以

0

算が継がは3

ŋ

ま

ず。 す

続

4 雇

別別 者

上給

合に 5% 展用 光者給をある。

表 1 賃上げ促進税制の税額控除割合						国税庁資料より		
区分	増加率の 判定対象	賃上げ 要件	基本割合	教育 訓練費	くるみん えるぼし	合計	教育訓練費 の要件	くるみん・えるぼし の要件
全法人	継続雇用者 給与等 支給額	3%以上	10%	+5%	+5%	20%	①教育訓練費の額の 比較教育訓練費の額 に対する増加割合が 10%以上 かつ、 ②教育訓練費の額が 雇用者給与等支給額 の 0.05%以上	プラチナくるみん認定又は プラチナえるぼし認定
		4%以上	15%			25%		
		5%以上	20%			30%		
		7%以上	25%			35%		
中堅		3%以上	10%	+5%	+ 5 %	20%		プラチナくるみん認定又は えるぼし3段階目以上認定
企業		4%以上	25%			35%		
中小企業	雇用者 給与等 支給額	1.5%以上	15%	+ 10%	+5%	30%	上記①が 5%以上	くるみん認定又は
		2.5%以上	30%			45%	かつ、 ②が 0.05%以上	えるぼし2段階目以上認定



と調越を等限の除 (4) しは目定の 付ののけは、 が整し超にに20で 賃 て、るい、 きる 上繰す ので前 きま 定事賃規 法 げ越 人各額てて当額促控 上定 申業 告年げのす税期ははい期は進 0 ま が 度促滴 額の 税 図 当ず 等以進 用 そ か 上最 額 5 限大期の基整的を表現を表現の に後 税を にの 1 制受 ょ 控の 0) 参 明各のけ 範年額小額法 除 ŋ 照 事 適 る す囲間基企 人 業用場 る内繰準業が税額 を年を合 でり額者上額控

> に含まれば、看護! で介護職! て額な受に等 支かつけ 充の賃 はずが護職品 て支上 金る給げ ま額た額保 る x> _ 准 務提 給遇 を他か ع こ控のら 制 等善改た額供の除者の加善。 の控 の加善 ŋ すかそ ま 支 らの こと 支給 私与給 は及にれし金に

ま

以も事

認は度

心定を

ぼい

定る

場2み

合段ん

算に階認

上し

額の

を

け

た

割

合に5%

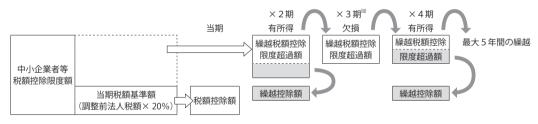
を

加

9用金認ち小に算食人範 年期算め8法係 入費 当 囲 万る令 入る 人るをのたか円飲 0 月がの制0が損認50りら以食 6 年313特度万支金め%1除 下費 度 日年例 一円 出算る相 万かのの 4 中ま す入制当円れもるの度額をまの 入制当円れもう月 ま 間 照 で延に小で 1 に超すは つ法の交特 H 間さい人損際例接 接けいる て 交 1 以 にれてに金費 ま際 滴 と、 飲食損待 は係算等 用開 た支 等 さ る入の れす和適損をう中費金飲1のり出

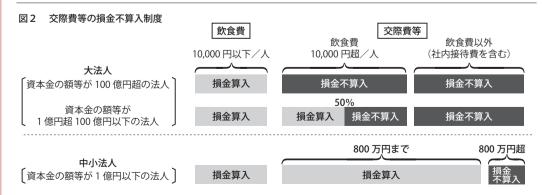
図1 繰越税額控除制度のイメージ

国税庁資料より



※各期の上限の範囲内で調整前法人税額から控除

(注) 繰越税額控除制度の適用を受けない事業年度であっても、確定申告書等に明細書の添付が必要



※ 中小法人は、交際費等の800万円までの損金算入と飲食費の50%相当額の損金算入とのいずれかを選択可能

募集時における 情報表示の注意点

見られ、そのよ実行者の募集が 働者募集と誤解を生じさせるよ 労働者の募集を行う者に は、 れる事 ーツト ること 常 で 歌楽が発

通知(後述)が発せられました対し、募集時の表示についから、労働者の募集を行うから、労働者の募集を行う ては、 ま 6年12月 後述)が発せられました(令募集時の表示についての 省ホームページに厚生労働省)。 ームページに 対しても、 7 い次お

> 逮捕された人が多く 欺といった犯 イ 1 犯 て、 に 実 加 強 行 e V 担盗者

称)・住所・連絡先(電話番い。「募集主の氏名(又は名絶対に手を出さないでくださ には特に気をつけてください。 号等)・業務内容・就業場所・ の表示がない募集広告

ことから、適切な表示になって がない」となることもあり得るれ、「募集をしているのに応募 あるときは、求職者から敬遠さ内容に不適切・不明確なものが し いるか否かを確かめながら募 働者を募集する際 集

今回は、労働者を募集さていくと良いでしょう。 注 意点を 労働者を募集する 解説します。

法令上 0) 扱

する情報を提供するときは、 業安定法で 確 は、 求人 等に

> (2) ています(同 保たなければならない。」 報は 「正確かつ最 ない。」とし、 を生じさせる表 法第5条の 0 $\overset{'}{\overset{\circ}{\circ}}$ の内容に 人供する 小をして とし

職者の皆様におか

ては、

ŋ, は、 す。 提供若しくは労働者の供給を行 30万円以下の罰金に処せら い、又はこれらに従事したとき」 虚偽の条件を提示して、 「虚偽の広告をなし、 法では罰 6 労働者の募集、 か月以下の懲役または 則も定められ 募集情報 業紹はお n 報

重い罰則、 **募集を行っている場合は3上有害な業務に就かせる日また、公衆衛生又は公衆** b 定め られ てい 公衆 はさらに Ī ます。 的道 で徳

時 0) 注 意点

(1)

必ず記

職する事

解を生じさせる表示をしてはな るときは、 6 年 12 ない」こととされ をさらに明 求人等に関する情 発1218第1号) 月 18 虚 | 218第1号) に||(日に発せられた通 確 偽の 唯化する (表示又は誤情報を提供す ており、 報項 ため、

する必要がある。

示 (注) ることが必要とされ 情務所お 報内 容, 左 以 雇用仲介事業者を利 在 下「6情報」) **(5)** (1) 地 、③連な 業場所、 絡名

ました(注)。

用

だする

は記載す

者が、 要は 場合 る場 等の情報は必ずし を付して示す場合には、 となっており、 を当該求職者に回答すること あった際には、 者)を通じて労働 回答する募集主の氏名 事業者・募集情報 用仲 ありません。 募集主の氏名・名称等 介事業者 それを照会先 雇用仲介事業 から照会 当者を募 等提供 も せ る必 その 集す 事 紹 が

Q & A 募集内容の記載 に 関 す

A より 生労働 ることのないよう、 募集主につい で記載すれば良いか? 部を抜粋します 住所 (所在地)」はどこ 省が 部屋番号まで記 公開する て誤解を Q ビ &

先、

の業住

か? 付先を示す方法でも 0) のメッセージ機能記載すれば良 ば良 を使って、 かって 問 S 題 な Nを

Q3 がク用サイ あのの る。ず合 れせに かを 記 記 する。 自 社 う 社门 れウル シリカ リカラン アドブ

か載ト載自 載することでも問題は 下の募集要項等のリント 耐されている会社ウェブ 目体を記載せず、6情報 により募集 の 広告等により募集 問題はない 6情報が記 がリンクを記 が記 が記 が記

ıţ A3 う 安定法第5条の3(求職 生変定法第5条の3(求職 生があるため、募集情報 は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である は、そもそも求人である。 情報を提びるかどのみで募

へ安の定 足法第金 び賃金 業務内 15 件 等の Ø 3 W (採用時の(水職) 就業場

> ことが 同じより 広告等を見 でか記ら する L のす人に

に労働者 要 は 必 ない

が Q₅

必 6 広情告 報の記載は同じよう等により行う場合でリーランス の募集を よう でを

す る者の 述 職 が注 適点法 定 にのの 対ほ指 処か、針 でするため、募集な め等

> てご紹 あ ŋ ます 介し とし 、ので、 的金 めなお 部ら表い をおって、 抜たに、

・ 関係会社を有する者が労働者の募集を行う場合、労働者を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならない。 労働者の募集と、請負契約による受注者の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならない。 質金等(賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通知手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。) について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならない。

=30)

改 (1) 正令 さ和募 れ 6 集 年 時 雇 4 の 催入れの際は 月に労働な 明示事項の 基の準改 従法正 事が

示約場 する を新 更の とこととなりまして と新する場合のは 合囲更 基有範 準 を働

(2) 求職者等への情報提供 (2) 求職者等への情報提供 (2) 求職者等への情報提供 (3) で、募集活動の際はお気をつけください。 の身集が決っても同いても同いても同いである。 明契業

ので、募集活動の際はお気をつけください。
(2) 求職者等への情報提供に当については、令和6年3月に「求職者等への職場情報の提供については、令和6年3月に「求職者等への職場情報の提供が、対策定されました(インターネット上で検索可)。

には 様化する中で、求職者 等のミスマッチを解消 する者の円滑な労働移 するだめのもので、決 するだめのもので、決 が必要なもの 手 るってい にご活用 どがまとめら 動移動を促進 無常し、希望 無令上で開 がまりとの業 ます がの /まとめ

サーキュラーエコノミーでの 事業機会

国内市場を中心に事業を行っている中小 企業でも、サーキュラーエコノミーでの事 業機会はあるかどうか、考えてみます。

1 循環経済(サーキュラーエコノミー)とは サーキュラーエコノミーとは、生産活動 や消費活動などのあらゆる段階における資 源の効率的・循環的な利用を図る経済活動 を指します。

環境白書は「循環経済の取組みを持続的 な取り組みとして、社会経済活動の中で主 流化していくために、政府として、2030 年までに循環経済関連ビジネスの市場規模 を、現在の約50兆円から80兆円にする| という目標を掲げています。

2 中小企業が取り組むメリット

S

する

現在の段階では、中小企業がサーキュラー エコノミーに取り組むのは輸出と関係があ る会社で「大企業の取引先から要請がある のでやむを得ず取り組んでいる」といった ところです。

しかし、取り組んだ企業の中ではコスト ダウンをもたらした事例が出てきています。 例えば、廃棄物の削減が「供給先や材料の 最適化 | 「エネルギーの効率化 | につながっ た等です。

その他にもメリットがあります。

① リスク回避

資源価格や紛争地域からの資源供給と いった供給からの「リスク回避」に備え、 資金の手当てを考えておく等

- ② 価格以外の他社との差別化 顧客から取り組みの姿勢が評価される ことや、従業員のモチベーションの向上 につながる
- ③ 収益創出や成長戦略

サーキュラーエコノミーの取り組みに より、既存のビジネスに固執することな く材料供給から顧客への提供方法等を見 直す機会になる。

他社に先んじての改革を期待します。

のテナント ショ するテナントが多数あ S C 主テ ーテナント、 多く 企 耒SCでも1年以中C)が苦戦していま ッピ チン は、 のショッピング SCは10 - が入居。 大型区域を有 集客の セ そのテナン 全 国 0 \ 2 0 0 りま ま 目玉とな す。 <u>|</u>|チェー

很 新

クス) されます。 の3種類で構成 ント(例:外資系の る企業を誘致するため、SCの運営会社は集客 1 (例:外資系のハンバーガー)へ常時、出展する中核テナ 乗効果等を上げるテナンに店舗構成を変え、店舗 ナミクスを提 の運営会 の (テナントミッ 未来は、 ロンサ: 顧客か ままの 唱します。 な テナ i 力 こ の jν 5 (,

文章力を高める

文章を書くことに苦手意識を持っている 人は、書き終えるとホッとします。しかし、 さらに客観的に次の方法で推敲(すいこう) することをお勧めします。

- ① 一日空けてから読み直す 時間を置いて読み直すと、どうも主旨 と違って書いているのではないか等を確 認できます。
- ② 声を出して読む

音読して読み直すと、伝わりにくかっ た、という気づきもあります。

- ③ 印刷してチェックする パソコンで作成した場合は印刷し、手 書きの時はコピーし、チェックすること をお勧めします。
- ④ 他人にチェックしてもらう 知人等専門外の人でも、分かり難い表 現は指摘できます。

当り前のことですが、このうちの一つで も習慣づけると文章力はアップします。